

香川県条例第32号

香川県職員退職手当条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

(香川県職員退職手当条例の一部改正)

第1条 香川県職員退職手当条例(昭和29年香川県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病(<u>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項及び第4条の2において同じ。</u>)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第10条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項及び第4条の2において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第10条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

(職員の再任用に関する条例の一部改正)

第2条 職員の再任用に関する条例(平成12年香川県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
<p>附 則</p> <p>4 <u>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号</u>に規定する特定警察職員等である職員に対する次の表の左欄に掲げる期間における第4条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		<p>附 則</p> <p>4 <u>地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2第1項第1号</u>に規定する特定警察職員等である職員に対する次の表の左欄に掲げる期間における第4条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">平成19年4月1日から平成22年3月31日まで</td> <td>61年</td> </tr> </table>	平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	61年
略					
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	61年				

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	62年
平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	63年
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	64年

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。